

# 大分県農薬指導士認定事業実施要領

## 第1 趣 旨

この要領は、「大分県農薬指導士認定事業推進要領」第2に基づき、農薬指導士を認定する農薬指導士認定事業に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 農薬指導士新規認定研修

### 1 農薬指導士新規認定研修の実施

- (1) 知事は、農薬指導士の認定を受けようとする者に対して、農薬指導士の育成に必要な農薬指導士新規認定研修（以下、「新規認定研修」という。）を実施する。
- (2) 新規認定研修の内容は、別に定める。
- (3) 知事は、新規認定研修を受講するものに対して、必要な経費を徴収することができる。

### 2 新規認定研修の受講資格

新規認定研修の受講資格は、次の各号に該当する者とする。ただし、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者であってはならない。

- (1) 大分県内に居住する者、又は現に勤務する事業所（以下、「勤務先」とする。）が大分県内にある者
- (2) 受講年度の4月1日現在で満18才以上である者

### 3 新規認定研修の受講手続き

- (1) 新規認定研修を受講しようとする者は、次に掲げる書類を県に提出しなければならない。なお、同内容を含む電子申請も可能とする。
  - ア 大分県農薬指導士新規認定研修・試験申込書（別記様式第1号）
  - イ 顔写真、住所等が確認できる以下のいずれかのもの
    - ◆ マイナンバーカード表面の写し（カラー）
    - ◆ 運転免許証の写し（カラー）
    - ◆ 顔写真（証明書用 3cm×4cm）+住民票
  - ウ 誓約書（別記様式第2号）
- (2) 同一の企業又は農業者生産部会等から複数名が申請をする場合、当該企業又は農業者生産部会等の代表者は、複数の申請書を取りまとめて県に提出するよう努めることとする。

## 第3 農薬指導士認定試験

### 1 農薬指導士認定試験の実施

- (1) 知事は、新規認定研修修了者が農薬指導士として適切な知識を有する者であるかを判定するため、農薬指導士認定試験（以下「認定試験」という。）を実施する。
- (2) 認定試験の実施方法は、別に定める。
- (3) 次のいずれかの資格を有する者は、農薬指導士に準ずる者として認定試験を免除することができる。
  - ア 全国農業協同組合連合会会長が認めた「防除指導員」
  - イ 全国農業協同組合中央会長が認めた「営農指導員」
  - ウ 全国農薬共同組合理事長が認めた「農薬安全コンサルタント」又は「農薬安全コンサルタントリーダー」
  - エ 緑の安全推進協会会長が認めた「緑の農薬安全管理士」

## 2 認定試験の受験資格等

- (1) 認定試験は、当該年度の新規認定研修修了者が受験するものとする。
- (2) 前項(3)の規定により認定試験の免除を希望する者は、新規認定研修申込時に、大分県農薬指導士認定試験免除願(別記様式第3号)と資格証明書の写しを添付して提出するものとする。

## 3 認定試験の合格

認定試験は100点満点で採点するものとし、60点以上の者を合格とする。

## 第4 農薬指導士の認定

### 1 認定要件及び認定期間

知事は、次の者について農薬指導士に認定し、大分県農薬指導士認定証(別記様式第4号)(以下、「認定証」とする。)を交付する。なお、認定期間は、認定の日から3年が経過した日が属する年度の末日までとする。

- (1) 認定試験に合格した者
- (2) 新規認定研修を受講した者であって、前条に基づき試験免除願を提出した者

### 2 他の都道府県における農薬指導士等認定者にかかる特例

- (1) 知事は、他の都道府県における農薬指導士等の認定者について、大分県農薬指導士と同等の知識を有する者と見なし、大分県農薬指導士に認定することができる。
- (2) 他の都道府県における農薬指導士等の認定者のうち、大分県農薬指導士の認定を希望する者は、大分県農薬指導士認定申請書(他都道府県認定者用)(別記様式第5号)により申請するものとする。
- (3) 知事は、前号で申請のあった者について、大分県農薬指導士として認定し、認定証を交付する。なお、認定期間は、他の都道府県における農薬指導士等の認定期間の末日、又は認定から3年が経過した日が属する年度の末日までのいずれか短い日までとする。

## 第5 認定の更新

### 1 農薬指導士更新研修の実施

- (1) 知事は、農薬指導士の認定の更新を希望する者に対して、農薬指導士更新研修(以下、「更新研修」という。)を実施し、農薬指導士の資質向上を図る。
- (2) 知事は、更新研修を受講した農薬指導士の認定を更新するとともに、認定証を交付する。なお、認定期間は、更新研修受講の日から3年が経過した日が属する年度の末日までとする。
- (3) 同一年度において、新規認定研修の一部を、当該年度の更新研修と見なすことができる。ただし、更新研修の内容と同等以上の内容を受講しなければ、更新研修を受講したとは見なさない。

### 2 更新研修の受講資格

更新研修の受講資格は、認定期間内にある農薬指導士であること、又は認定期間満了後1年以内の者とする。

### 3 更新研修の受講手続き

更新研修を受講しようとする者は、次に掲げる書類を県に提出しなければならない。なお、同内容を含む電子申請での申請も可能とする。

- (1) 大分県農薬指導士更新研修受講申請書(兼変更届)(別記様式第6号)
- (2) 誓約書(別記様式第2号)

### 4 更新研修を受講しなかった者の再認定

- (1) 知事は、認定期間内に更新研修を受講しなかった者のうち、認定期間満了後1年以内に更新研修を受講した者に限り、農薬指導士に再認定できるものとする。ただし、認定期間満了の日から更新研修を受講するまでの期間は、農薬指導士として認定されない。
- (2) 再認定された場合の認定期間は、更新研修受講の日から2年が経過した日が属する年

度の末日までとする。

## 5 更新研修の受講にかかる特例

- (1) 知事は、更新研修会の中止や感染症の拡大防止等のやむを得ない事情により認定期間内に更新研修を受講できなかった者について、農薬指導士の認定期間を1年間延長できるものとする。

## 第6 変更の届出

農薬指導士は、氏名、住所に変更が生じたときは、速やかに、変更の内容を記載した大分県農薬指導士変更届（別記様式第7号）を県に提出しなければならない。

## 第7 認定証の再交付及び返納

### 1 認定証の再交付

- (1) 認定証を失い、又は破損した者は、大分県農薬指導士認定証再交付申請書（別記様式第8号）により、認定証の再交付を申請することができる。
- (2) 知事は、前号の再交付申請書、又は前条の変更届の提出があったときは、再交付年月日を付した認定証を再交付する。

### 2 認定証の返納

農薬指導士は、農薬販売、防除業務又は農薬の使用に携わらなくなったとき、若しくは農薬指導士の認定を取り消されたときは、認定証を速やかに知事に返納しなければならない。

## 第8 認定の取り消し

知事は、農薬指導士が次の各号に該当した場合、認定を取り消すことができるものとする。また、認定の取り消しは、大分県農薬指導士認定取消通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

- (1) 農薬取締法等関係法令に違反した場合
- (2) 知事の要請及び指導に従わない場合
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められた場合。
- (4) その他農薬指導士としてふさわしくない行為があったと認めた場合

## 第9 認定証の標示

農薬指導士を設置している農薬販売者等は、店舗内に認定証又はその写しを標示することができる。

## 第10 経過措置

### 1 既存の農薬指導士認定者の経過措置

大分県農薬指導士認定研修・試験実施要領に基づき平成29年度までに大分県農薬指導士の認定を受けた者については、以下のとおり取り扱うものとする。

- (1) 平成19年度までに認定を受けた者については、令和元年度末までの間は本要領に基づく農薬指導士として認定期間があると見なし、更新研修を受講できるものとする。
- (2) 平成20年度から平成23年度までに認定を受けた者については、令和2年度末までの間は本要領に基づく農薬指導士として認定期間があると見なし、更新研修を受講できるものとする。
- (3) 平成24年度以降に大分県農薬指導士の認定を受けた者については、令和3年度末までの間は本要領に基づく農薬指導士として認定期間があると見なし、更新研修を受講できるものとする。

## 2 周知困難者の経過措置

住所不明等により前項の経過措置を適切に周知されなかったと認められる者にあつては、前項の規定に関わらず、令和3年度末までの間、更新研修を受講できるものとする。

## 第11 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

- 1 この要領は、平成30年11月21日から施行する。
- 2 大分県農薬指導士認定研修・試験実施要領（平成16年1月7日制定）は廃止する。

### 附則

- 1 この要領は、令和2年11月2日から施行する。

### 附則

- 1 この要領は、令和4年6月28日から施行する。

### 附則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

大分県農薬指導士新規認定研修・試験申込書

年 月 日

大分県知事 殿

申込者 郵便番号  
住 所

氏 名

生年月日

電話番号

大分県農薬指導士新規認定研修・試験を受けたいので、大分県農薬指導士認定事業実施要領第2の規定に基づき、関係書類を添えて申し込みます。

勤務先情報

勤務先名称：\_\_\_\_\_

※個人生産者にあつては「個人生産者」と記載する。

業務に従事していない者は「該当なし」と記載する。

勤務先所在地：〒\_\_\_\_\_

大分県\_\_\_\_\_

業 種 等：\_\_\_\_\_

※以下の中から選択してください。

( 農業 (個人・法人)、樹木・造園業、無人航空機防除、ゴルフ場  
農協、共済組合、農薬卸売業、農薬販売業、直売所  
教員、学生、市町村、その他 (具体的に： ) )

添付書類

- 1 誓約書 1通 (別記様式第2号)
- 2 大分県農薬指導士認定事業実施要領第3の規定に基づき、認定試験の免除を希望する有資格者にあつては、認定試験免除願 (別記様式第3号) と資格証明書の写し

※ 同一勤務先で複数名が受講する場合、できる限りまとめてご提出ください。

## 誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県が必要な場合には、大分県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分県と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

### 記

1 自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団員が役員となっている事業者

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

(5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

(6) 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

(7) 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

(8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 1の(1)から(8)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

大分県知事 殿

住 所

(ふりがな)

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日(男・女)

※ 県では、大分県暴力団排除条例に基づき、行政事務全般から暴力団を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

大分県農薬指導士認定試験免除願

年 月 日

大分県知事 殿

郵便番号  
住 所  
申請者  
氏 名  
電話番号

大分県農薬指導士認定試験の免除を希望するので、大分県農薬指導士認定事業実施要領第3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

(1) 有する資格の種類 (該当するものを○で囲む)

- ア 全国農業協同組合連合会会長が認めた「防除指導員」
- イ 全国農業協同組合中央会長が認めた「営農指導員」
- ウ 全国農薬共同組合理事長が認めた「農薬安全コンサルタント」  
又は「農薬安全コンサルタントリーダー」
- エ 緑の安全推進協会会長が認めた「緑の農薬安全管理士」

(2) 資格取得年月日・認定番号等

取得年月日： 年 月 日

認定番号等：

添付書類

(1) の資格の証書等の写しを添付すること

認定番号 号

# 大分県農薬指導士 認定証

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 月 日

大分県農薬指導士認定事業実施要領に基づき、大分県農薬指導士として認定する。

## 認定期間

認定年月日から \_\_\_\_\_ 年 月 日まで

認定年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日  
(再交付年月日： \_\_\_\_\_ 年 月 日)

大分県知事

大分県農薬指導士認定申請書（他都道府県認定者用）

年 月 日

大分県知事 殿

郵便番号  
住 所  
申請者  
氏 名  
生年月日  
電話番号

大分県農薬指導士の認定を受けたいので、大分県農薬指導士認定事業実施要領第4の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

1 他都道府県での農薬指導士等の認定状況

(1) 都道府県名：

(2) 認定番号：

(3) 認定期間： 年 月 日 まで

2 大分県内の勤務先情報について

勤務先名称： \_\_\_\_\_

※個人生産者にあつては「個人生産者」と記載。  
業務に従事していない者は「該当なし」と記載。

勤務先所在地： 〒 \_\_\_\_\_

大分県 \_\_\_\_\_

業 種 等： \_\_\_\_\_

※以下の中から選択してください。

（ 農業（個人・法人）、樹木・造園業、無人航空機防除、ゴルフ場、  
農協、共済組合、農薬卸売業、農薬販売業、直売所、  
教員、学生、市町村、その他（具体的に： \_\_\_\_\_） ）

添付資料： 他都道府県で交付された農薬指導士等の認定証の写しを1部添付すること。

大分県農薬指導士 更新研修受講申請書 (兼 変更届)

年 月 日

大分県知事

殿

申請者

郵便番号

住 所

氏 名

生年月日

電話番号

大分県農薬指導士更新研修を受けたいので、大分県農薬指導士認定事業実施要領第5の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申し込みます。

記

1 大分県農薬指導士認定番号及び認定年度

第 \_\_\_\_\_ 号、 \_\_\_\_\_ 年度認定

2 農薬指導士の認定期間： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日まで  
(平成29年度以前に認定を受けた者は、空欄とする)

3 更新研修受講希望日 (必ず第二希望日まで記入すること)

第一希望日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (地域名 \_\_\_\_\_ )

第二希望日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 (地域名 \_\_\_\_\_ )

4 住所、氏名、勤務先等の変更 (前回の研修受講時から変更がある場合のみ)

前回の研修受講時から変更がある項目について、にチェックを入れ、変更内容を記載してください。(住所、氏名は、上記申請者欄に新しい内容を記載する)

氏 名 (変更前： \_\_\_\_\_ )

住 所 (変更前： \_\_\_\_\_ )

変更後の勤務先名称： \_\_\_\_\_

※個人生産者にあっては「個人生産者」と記載する。

業務に従事していない者は「該当なし」と記載する。

変更後の勤務先所在地：〒 \_\_\_\_\_

大分県 \_\_\_\_\_

※ 同一勤務先で複数名が受講する場合、できる限りまとめてご提出ください。

※ 2 参加者多数のため第一希望日に沿えない場合は、その旨連絡いたします。

※ 3 4について、前回の研修受講時の記載内容を覚えていない場合は、ご記載ください。

大分県農薬指導士変更届

年 月 日

大分県知事 殿

届出者  
郵便番号  
住 所  
氏 名  
生年月日  
電話番号

大分県農薬指導士認定事業実施要領第6の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

記

1 認定年月日、認定番号（失念した場合は、その旨）

2 変更のあった内容

変更がある項目について、にチェックを入れてください、  
(新しい内容は、届出者の欄に記載すればよい)

氏 名 (変更前: )

住 所 (変更前: )

別記様式第8号

大分県農薬指導士認定証再交付申請書

年 月 日

大分県知事 殿

郵便番号  
住 所  
申請者  
氏 名  
生年月日  
電話番号

下記の理由により大分県農薬指導士認定証の再交付を希望しますので、大分県農薬指導士認定事業実施要領第7の規定により申請します。

記

- 1 認定年月日、認定番号
- 2 再交付の理由（紛失、又はき損等）

別記様式第9号

大分県農薬指導士認定取消通知書

文 書 番 号  
年 月 日

大分県農薬指導士認定者 殿

大分県知事

大分県農薬指導士認定事業実施要領第8の規定により、下記のとおり認定を取り消したので通知します。

記

認定取消理由